

「特定秘密の保護に関する法律案」に強く反対する会長声明

1 はじめに

政府は、2013年9月26日、公務員をはじめ広く市民に重い秘密保護義務を課し、その漏えいを広く処罰しようとする「特定秘密の保護に関する法律案」（以下「本法案」という。）の内容を明らかにした。報道によれば、10月の臨時国会に提出し、成立させる方針であるという。

しかしながら、本法案には、以下に述べる重大な問題があるので、当会は本法案が立法化されることに強く反対し、政府が本法案を国会に提出しないことを強く求める。

2 「特定秘密」が広範・不明確に過ぎ、知る権利が侵害されること

本法案では、対象となる「特定秘密」について、①防衛、②外交、③外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止、④テロ活動防止の4分野を別表で示している。

しかしこれは、1985年に国会に提出され、国民世論の強い反対によって廃案とされた「国家秘密にかかるスパイ行為等の防止に関する法律案」と比較しても、「秘密」の対象範囲が著しく拡大されており、無限定にも等しいものである。

その上、「秘密」とするかどうかを決定するのは情報を保有する行政機関の長であり、第三者によるチェックの機会がなく、時の政府の都合で、原発の安全性や事故に関連する情報、自衛隊の活動、TPP交渉といった、国民生活の全般にわたるあらゆる重要情報が「秘密」とされ、これらの情報が半永久的に隠ぺいされる危険がある。さらには、違法秘密や疑似秘密（時の政府当局者の自己保身のための秘密）も「特定秘密」として隠される危険があり、主権者である国民の「知る権利」が著しく侵害されるおそれが強い。

3 罰則規定が市民の情報収集活動に対し過度の萎縮効果をもたらすこと

「特定秘密」とされた情報について、本法案では、公務員をはじめ広く市民に重い秘密保護義務が課され、その漏えいは過失によるものであっても処罰の対象とされている。また、マスメディアによる取材活動や市民による情報公開要求など情報を取得しようとする行為も刑事罰の対象となりうる。しかも未遂や共謀、教唆、扇動行為が独立して処罰の対象となっており、市民のさまざまな言動に捜査や処罰が及ぶ危険がある。未遂等も処罰の対象に含めることで、過度に広範で不明確な処罰範囲の外延がさらに不明瞭になることから、罪刑法定主義（憲法31条）の観点からも重大な疑問がある。

さらに本法案では、法定刑の上限が懲役10年に引き上げられており、マスメディアや市民の情報収集活動等に与える萎縮効果は甚だしい。これは「報道の自由」に配慮する旨を条文に盛り込んでも何ら拭えるものではない。

4 「適性評価制度」導入によりプライバシー侵害や思想信条による差別の危険にさらされること

本法案では、「特定秘密」を取り扱わせようとする者について、本人の職歴、活動歴、信用状態、通院歴等の極めて高度なプライバシー情報を政府が調査・収集し、選別を可能とする「適性評価制度」を導入することを予定している。加えて、本人の配偶者をはじめとする関係者についても氏名、生年月日、国籍、住所等が調査の対象となっており、その拡大も懸念される。また、「適性評価」の対象は、公務員のみならず、「秘密」を扱う民間企業の労働者も含まれる。

このような「適性評価」の名の下に、政府が膨大な個人情報を収集して管理・利用することが可能となれば、多くの国民が、プライバシー侵害や思想信条による差別といった重大な人権侵害の危険にさらされることになる。

5 立法権、司法権を侵害し三権分立を脅かすこと

本法案は、国会議員を特定秘密の提供先として想定する一方で、特定秘密を知得した国会議員が故意又は過失により漏洩した場合を処罰の対象としている。

これによれば、国会議員が、議員活動において知った情報について検討のため専門家たる弁護士や学者に相談する行為すら封じられることになりかねず、議員個人の活動にも、所属政党の活動にも多大な支障を生じさせる。そして、議員や政党の活動が制約されることになると、議員質問や国政調査権の行使を通じた国会による行政に対するチェック機能が著しく後退することになりかねない。

また、裁判所に対する「特定秘密」の提供範囲も限定されている。そうすると、国が当事者となった訴訟において「特定秘密」を理由に情報を隠蔽することが可能となり、司法権の行使による違法な行政行為の是正が極めて困難となることも危惧される。

このように、本法案は、国家機関内部において行政機関が「特定秘密」を独占することを許し、立法権、司法権を侵害し三権分立を脅かすものとなっている。

6 国民主権を脅かすこと

「特定秘密」の対象となる上記4分野は、いずれも主権者たる国民が判断すべき国政の重要事項である。国政に関する情報は広く主権者たる国民に開示されなければならないのに、本法案によれば、逆にこれらが隠蔽され、国民はこれらを知ることも議論することもできなくなってしまう。国民主権を充実させるためには、重要な公的情報を適正に保管するための公文書管理法の改正、国民の知る権利を充実させるための情報公開法の改正こそが必要であるのに、本法案はこれに真つ向から反し、国民主権を形骸化させ、国民主権を脅かし、わが国のあり方を大きく変質させるものと言わざるを得ない。

7 国民の反対意見

政府は、本年9月3日に本法案の概要をパブリックコメントに付したが、その期間はわずか2週間という異例の短さであった。これに対し、日本弁護士連合会は、同月12日付で、本法案に対して強く反対するとともにパブリックコメントの期間を2か月に延長することを求める意見書を発したが、期間の延長はなされず、予定通り同月17日にパブリックコメントの募集は締め切られた。

もっとも、報道によると、この短期間に約9万通の意見が寄せられ、その約8割が本法案概要に反対する意見であったという。結果的に本法案に対する反対意見が圧倒的に多いことが明らかになったといえる。

政府は本来、この国民の意見を子細に検討しなければならないはずであるが、パブリックコメント終了後のわずか12日目にして本法案を公表した。そこには、寄せられた国民の意見を検討する姿勢はうかがわれず、国民の意見を無視して強行に本法案を国会に提出して成立させようという意図が明白であって、国民軽視も甚だしいと言わねばならない。

8 まとめ

以上より、本法案には、国民の憲法上の権利を侵害し、三権分立や国民主権を脅かす重大な問題があるので、当会は本法案が立法化されることに強く反対し、政府が本法案を国会に提出しないことを強く求めるものである。

以上

2013年10月21日

宮崎県弁護士会

会長 西田 隆二